

ドーピングをしない・させない新潟県 (その1)

新潟県アンチ・ドーピング委員長 荻庄 則幸

新潟県医師会報平成20年4月、7月号(697号、700号)にドーピングについて寄稿させていただきました。いよいよ、プレ国体も終わり、本年9月、10月にトキめき新潟国体・トキめき新潟大会(障害者スポーツ大会)が開催されます。国体でドーピング検査が実施されるようになって、新潟大会で7回目となります。検査件数も各大会で200件は優に越えます。日本の唯一のドーピング検査実施機関である(財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が国体でも、中立、公正な立場でドーピング検査を実施します。

その基準、実施方法は世界アンチ・ドーピング機構(WADA)が定めるコードで行われます。このコードは年1回改定され、WADAは毎年1月1日から実施します。2009年1月1日からの基準で我々、医師に大きく関係することは、治療目的に使用する薬剤の除外措置(Therapeutic Use Exemptions:TUE)が大きく変わったことです。略式TUEが廃止され標準TUEのみになりました。このことにより特に「気管支喘息」の治療薬は特に注意を要します。今まで略式TUEの対象であった吸入ベータ2作用薬(サルブタモール、サルメテロール、ホルモテロール、テルブタリン)も標準TEUの申請が必要になりました。そのための完全な医療記録の提出を求められています。要は、選手が本当に喘息なのかどうかが厳しく問われています。気道可逆性試験、気道過敏性誘発試験等の開業医では危険も伴う検査も求められています。TUEは大会参加21日前までに競技者が申請しなければいけません。認められれば有効期間は1年間です。是非、喘息の選手には早めに検査、申請をすすめて下さい。

※ ドーピングの薬剤についての問い合わせは

新潟県薬剤師会

薬事情報センター

FAX 025-281-7735 までお問い合わせ下さい。

※ TUEの詳細はJADAのHPを御参照下さい。